

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を次のように定める。

平成24年8月28日提出

津市長 前 葉 泰 幸

記

- 1 住居表示を実施する市街地の区域
高野尾町の一部（別図）
- 2 住居表示の方法
街区方式

住居表示を実施する市街地の区域等の概要

1 対象とする町及び字

高野尾町字北山の一部ほか

2 住民基本台帳に基づく人口及び世帯数（平成24年7月31日現在）

(1) 人 口 6, 5 8 0 人

(2) 世帯数 2, 2 9 1 世帯

3 面積

約 1. 0 3 km²

4 住居表示の方法

街区方式 町の区域を道路、その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合において、その区画された地域（街区）ごとに付けられる街区符号及び街区内にある建物その他の工作物に規則的に付けられる住居番号を用いて表示する方法